

新サービス開始のお知らせ

製造業務が派遣解禁となり、昨年の偽装請負等の各種報道にて製造分野における請負契約は派遣契約に変更されています。

しかしながら製造派遣には期間が限定され抵触日を本年～来年度にむけ迎えるクライアントが多数存在致します。

継続的な生産活動に寄与すべく、今後の請負化等の対策は確実なものではなくてはなりません。請負化には時間を有しクライアントの理解と協力も必要です。

弊社では来るべき抵触日に向け、請負化を含めた対策を講じ抵触日以降も順調な生産活動に寄与して頂くための派遣請負会社様向けの実務型コンサルティングを開始致しました。詳細につきましては下記へお問合せ下さい。

問合せ先

T E L 052-533-5556

F A X 052-533-5557

info@sap-c.co.jp